

第2章 福島第一原発事故による広域避難で生じた自治体の対応について

本稿の内容については、当時対応された職員数名からヒアリングを行いましたが、平成26年2月現在、浪江町については、当時の検証が済んでいない状況であるため、内容については不鮮明な点があります。何卒ご容赦ください。

1. はじめに

平成23年3月11日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）及び福島第二原子力発電所（以下「福島第二原発」という。）は、東北地方太平洋沖地震と共に伴う津波によって被災し、極めて重大で広範囲に影響を及ぼす原子力事故を引き起こした。これに伴い、福島第一原発からは大量の放射性物質が放出されて、福島第一原発から半径20km圏内の地域は、警戒区域として原則として立入りが禁止され、半径20km圏外の一部の地域も計画的避難区域に設定されるなどした。福島第一原発周辺自治体においては、住民はもちろんのこと、役場ごと避難することが余儀なくされた。一方、福島第一原発周辺自治体を受け入れた支援先の自治体においても、支援するにあたって苦労があったことが推察できる。

そこで、本稿では、福島第一原発の事故によって、広域避難を余儀なくされた自治体（以下「被災自治体」という）で発生した業務について整理するとともに、受入側の自治体（以下「受入自治体」という）での対応業務について整理する。また、広域避難が発生した際の自治体業務の課題・留意点等を検討する。なお、今回の調査で対象とする業務としては、災害対策本部運営、避難誘導、避難所運営等初動段階の対応を中心に取り上げるとともに、広域避難によって生じた特筆すべき業務（受入自治体以外の避難者への情報提供、受入自治体での小中学校の編入等）についても取り上げるものとする。

2. 構成

本稿の構成は、以下のとおりである。

I 福島第一原発事故における初期対応の概要（文献調査）

→ 福島第一原発事故による避難指示の経緯、それによる被災自治体の対応等の動きについての概要を整理

II 被災自治体及び受入自治体の具体的な業務（ヒアリング調査）

→ 受入自治体への避難、受入自治体での災害対策本部運営・避難所運営等初動段階の対応の他、広域避難によって生じた特筆すべき業務について整理

III まとめ

→ IIにより、広域避難における自治体業務の留意点に関するとりまとめ

3. 調査方法

本調査の方法は、以下のとおりである。

調査内容	福島第一原発事故における避難指示の経緯及び自治体の初期対応全般（2のI）については、文献からとりまとめた。被災自治体及び受入自治体での具体的な業務（2のII）については、ヒアリング調査を行ってとりまとめた。
調査団体	被災自治体：福島県浪江町、受入自治体：福島県二本松市
調査日時	福島県浪江町：平成25年8月14日（水）9：00～12：00 福島県二本松市：平成25年7月9日（火）9：00～12：00